

平成28年草加市議会6月定例会 市長提出議案等一覧

【議案】

- 第40号議案 専決処分の承認を求めることについて〔草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕
- 第41号議案 平成28年度草加市一般会計補正予算（第1号）
- 第42号議案 草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第43号議案 草加市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

【報告】

- 第5号報告 専決処分の報告について
- 第6号報告 専決処分の報告について
- 第7号報告 専決処分の報告について
- 第8号報告 専決処分の報告について
- 第9号報告 平成27年度草加市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 第10号報告 平成27年度草加市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第11号報告 平成27年度草加市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第12号報告 平成27年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第13号報告 平成27年度草加市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 第14号報告 平成27事業年度草加市土地開発公社事業報告書及び事業会計決算書の提出について
- 第15号報告 平成27年度公益財団法人草加市体育協会事業報告書及び決算書の提出について
- 第16号報告 平成27年度公益財団法人草加市文化協会事業報告書及び決算書の提出について

議案

第40号議案 専決処分の承認を求めることについて〔草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〕

1 目的

地方税法施行令の一部改正に伴い、平成28年3月31日に草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したため、議会に報告し、承認を求めるものです。

2 内容

国民健康保険税の軽減措置（被保険者均等割額）のうち、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の「軽減判定所得」の算定方法を次のように変更します。

(1) 5割軽減の場合

現行 基礎控除額 33万円 + 26万円 × 被保険者数

改正後 基礎控除額 33万円 + 26万5千円 × 被保険者数

(2) 2割軽減の場合

現行 基礎控除額 33万円 + 47万円 × 被保険者数

改正後 基礎控除額 33万円 + 48万円 × 被保険者数

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成28年4月1日から施行します。

(2) 経過措置

改正後の当該条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしします。

4 参考

【対象者】国民健康保険税5割軽減の対象の世帯（見込み）80世帯（146人）

2割軽減の対象の世帯（見込み）95世帯（168人）

【影響額】約350万円の増額

【財政措置】保険基盤安定負担金の保険税軽減分で、軽減金額のうち3/4を県が負担、1/4を市が負担

【軽減判定所得額（世帯の合計総所得額）】

現 行

被保険者数	7割	5割	2割
1人	33万円以下	<u>59万円以下</u>	<u>80万円以下</u>
2人		<u>85万円以下</u>	<u>127万円以下</u>
3人		<u>111万円以下</u>	<u>174万円以下</u>



改正後

被保険者数	7割	5割	2割
1人	33万円以下 (変更なし)	<u>59.5万円以下</u>	<u>81万円以下</u>
2人		<u>86万円以下</u>	<u>129万円以下</u>
3人		<u>112.5万円以下</u>	<u>177万円以下</u>

第41号議案 平成28年度草加市一般会計補正予算(第1号)

補正前の歳入・歳出予算額	71,484,000千円
歳入・歳出補正予算額	350,851千円
補正後の歳入・歳出予算額	71,834,851千円

補正予算の主な内容

歳入 丸番号については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したもの。(千円)

款	補正額	主な内容	
13 国庫支出金	9,000	地方創生推進交付金(草加駅周辺市街地活性化事業)	9,000
14 県支出金	9,000	ふるさと創造資金草加駅周辺市街地活性化事業補助金	9,000
17 繰入金	350,851	・財政調整基金繰入金	350,541
		・暴力団排除支援基金繰入金	310
合計	350,851		

歳出 (千円)

款	補正額	主な内容	特定財源	
2 総務費	302,958	・コミュニティセンター管理事業[みんなでまちづくり課]		275,400
		・住民基本台帳事務[市民課]		27,248
		・生活安全推進事業[暮らし安全課]		310
3 民生費	8,130	・障害者居住支援体系の整備事業[障がい福祉課]		8,130
4 衛生費	39,763	・予防接種事業[健康づくり課]		39,763
7 商工費	0	・草加駅周辺市街地活性化事業[産業振興課](財源振替)		0
合計	350,851			

・繰越明許費の補正 1事業 (千円)

分類	繰越事業	繰越額
通常事業	きたや保育園建替事業(保育課)	563,856

第42号議案 草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

1 目的

建築基準法施行令の一部改正により、保育室等を4階以上の階に設ける場合の避難用の屋内階段に係る基準について見直しを行うとともに、条文の所要の整備を行うものです。

2 内容

(1) 避難用屋内階段に係る基準の見直し

特別避難階段に係る規制が合理化されたことに伴い、保育室等を4階以上の階に設ける場合の避難用の屋内階段に係る基準について、次のように見直しを行います。

屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備を有する付室を通じて連絡すること。

屋内と階段室とは、バルコニー又は排煙設備を有する付室（階段室に排煙設備を有する場合を除く。）を通じて連絡すること。

(2) その他

条文の所要の整理を行います。

3 施行期日

公布の日から施行します。

第43号議案 草加市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

1 目的

市民の利便の向上を図るため、コンビニエンスストア等において個人番号カードの利用による印鑑登録証明書の交付を行うことに伴い、その申請手続等について必要な事項を定めるものです。

2 内容

(1) 印鑑登録の証明

印鑑登録の証明として交付する印鑑登録証明書は、電子計算機から出力して作成するものに加え、キオスク端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、印鑑登録証明書の交付を希望する者自らが暗証番号の入力等必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書等を交付する機能を有するもの）から出力して作成することができるものとしします。

(2) 印鑑登録証明書の申請

個人番号カードのうち、有効な利用者証明用電子証明書（端末機等にログインした者が利用者本人であることを証明するために作成される電磁的記録）が記録されたものの交付を受けた印鑑登録者が、当該個人番号カードを利用することにより、キオスク端末機を使用して印鑑登録証明書の交付を申請することができるものとしします。

なお、キオスク端末機を使用して印鑑登録証明書の交付を申請した場合は、申請の際に提示が必要な印鑑登録証の添付は要しないものとしします。

3 施行期日

公布の日から施行します。

4 備考

キオスク端末機から印鑑登録証明書の交付を受けた場合の交付手数料は、窓口で交付した場合と同様、200円となります。

報告

第 5 号 報告 専決処分の報告について

1 事故の概要

平成 27 年 12 月 13 日午後 8 時 16 分頃、消防署の職員が救急出動のため救急車で市道 1019 号線からリサイクルセンター入口交差点を抜けて走行中、前方左寄りに徐行した自動車为了避免のため、八潮市大字南後谷 107 番地 12 地先において車道の中央寄りに進路を変更した際、対向車線を原動機付自転車で走行中に転倒した者と接触し、同氏を負傷させたものです。

2 損害賠償の額

58,310 円

3 専決処分日

平成 28 年 2 月 24 日

第 6 号 報告 専決処分の報告について

1 事故の概要

平成 27 年 7 月 17 日午前 10 時頃、廃棄物資源課の職員が公務のため塵芥車^{じんがい}を停車中、保冷車が後方から走行してきたため、草加市柳島町 385 番地 12 地先において塵芥車^{じんがい}を退避させた際、保冷車に接触し、車両を損傷したものです。

2 損害賠償の額

540,204 円

3 専決処分日

平成 28 年 2 月 29 日

第 7 号 報告 専決処分の報告について

1 事故の概要

平成 28 年 3 月 20 日午後 8 時頃、普通自動車が市道 20241 号線を走行中、草加市青柳七丁目 14 番地先において、道路にあった穴の上を通行し、車両を損傷したものです。

2 損害賠償の額

104,168 円

3 専決処分日

平成 28 年 3 月 31 日

第 8 号 報 告 専決処分の報告について

1 事故の概要

平成 28 年 4 月 8 日午後 1 時 30 分頃、保健センターの職員が公務のため公用車で県道川口草加線を走行中、草加市谷塚町 8 3 8 番地 3 地先において信号待ちをしていた際、ブレーキを踏み外したため、前方に停車中の軽自動車に接触し、車両を損傷したものです。

2 損害賠償の額

96,897 円

3 専決処分日

平成 28 年 4 月 25 日

第 9 号 報 告 平成 27 年度草加市一般会計継続費繰越計算書の報告について

第 10 号 報 告 平成 27 年度草加市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第 11 号 報 告 平成 27 年度草加市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第 12 号 報 告 平成 27 年度草加都市計画事業新田駅西口土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第 13 号 報 告 平成 27 年度草加市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

第 14 号 報 告 平成 27 事業年度草加市土地開発公社事業報告書及び事業会計決算書の提出について

第 15 号 報 告 平成 27 年度公益財団法人草加市体育協会事業報告書及び決算書の提出について

第 16 号 報 告 平成 27 年度公益財団法人草加市文化協会事業報告書及び決算書の提出について